

# 燃料電池フォークリフト導入費補助金の手引

令和4年4月26日

神奈川県産業労働局エネルギー課

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

## 1 補助金の概要

燃料電池フォークリフトの導入に要する経費の一部を補助します。

## 2 補助対象車両

- 一般販売されている新車であること。
- 神奈川県内で使用すること。
- 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

## 3 補助対象事業者

環境省補助執行団体が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）（以下「環境省補助金」という。）の交付申請を行った者

## 4 補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両に対応する一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

## 5 補助金積算方法・上限額

補助対象経費に2分の1を乗じた額。ただし、上限額は500万円とします。



## 6 受付期間

交付申請書の受付は、令和4年4月27日（水）から令和5年2月28日（火）まで（予算額に達した場合は締め切ります。）

## 7 補助事業の流れ

### (1) 交付申請書の提出

郵送により受け付けます。また、書類に不備がある場合は有効なものとしません。全ての書類が整った段階で受理します。

### (2) 交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書の到達前に納車・代金の支払完了がなされると、県の補助金は交付対象外になります。必ず交付決定通知書が到達してから事業に着手してください。

暴力団排除条例の規定により県警へ照会するため、交付決定に1か月以上かかる場合があります。

### (3) 車両の導入

交付決定通知書が到達してから納車・代金の支払完了等、車両導入のための手続きを進めてください。

納車・代金の支払は、全て年度内（令和5年3月31日（金）まで）に必ず完了させてください。

### (4) 実績報告書の提出

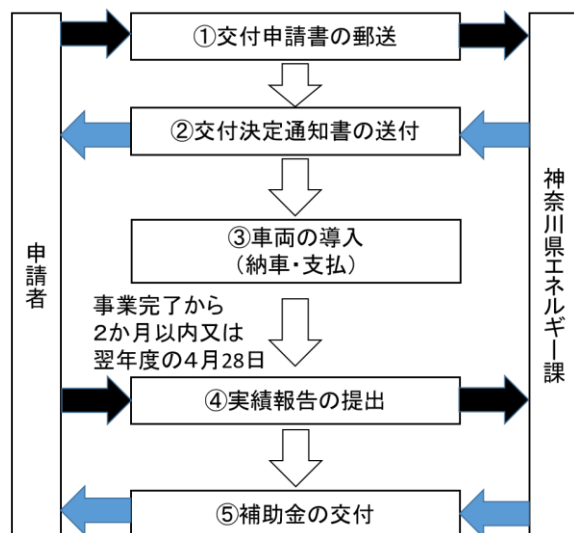
実績報告書を、納車・支払完了のうち、最後の手続きが終わった日から、2か月以内又は令和5年4月28日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

令和5年3月31日（金）までに実績報告書類を提出できない場合は、令和5年3月31日（金）までに実施状況報告書を提出してください。

### (5) 補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

#### 【事業実施の流れ】



## 8 その他の主な補助条件

- ・年度内に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。
  - ・暴力団排除の対象に該当せず、当該確認のために県警への照会について了承すること。
  - ・リースの場合、補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。
  - ・財産処分の制限期間内（4年）に、財産の処分（売却、廃棄、譲渡等）を行わないこと。また、使用地を県外へ移動させないこと。
- （知事の承認を得ず処分をした場合、補助金の全額返還を命じる場合があります。）

## 9 提出書類

### （1）申請に必要な書類

ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書 （燃料電池産業車両）	別表7第16号様式	
イ 役員等氏名一覧表	別表7第16号様式別紙1	
ウ 登記事項証明書（原本）		※1 ※2
エ 共同申請同意書（燃料電池産業車両）	別表7第16号様式別紙2	
オ 貸与料金算定根拠明細書 （リース事業の場合のみ）	別表7第16号様式別紙3	
カ 環境省補助金の交付申請書の写し		
キ 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
ク その他知事が必要と認める書類		

※1 リース事業者が申請する場合は、リース事業者の登記事項証明書とリース先の登記事項証明書の両方を提出してください。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書と履歴事項証明書のいずれでも構いません。  
（発行日から3か月以内のもの。写しは不可とします。）

### （2）実績報告に必要な書類

ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（燃料電池産業車両）	別表7第26号様式
イ 環境省補助金の完了実績報告書の写し	
ウ 取得財産に係る管理台帳の写し	
エ 導入した燃料電池フォークリフトの売買契約書の写し	
オ 当該事業に係る支出を証する書類の写し	
カ 車両賃貸借契約書の写し（リース事業の場合のみ）	
キ 補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	
ク 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書及び変更に係る書類 ※補助額に影響を及ぼさない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ	別表7第26号様式別紙
ケ その他知事が必要と認める書類	

## 10 申請内容の変更について

### (1) 計画変更時（別表7第19号様式）

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（燃料電池産業車両）  
リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。
- ・変更承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表7第19号様式別紙）

### (2) 中止・廃止時（別表7第22号様式）

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金中止・廃止承認申請書（燃料電池産業車両）  
リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。
- ・中止・廃止承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表7第22号様式別紙）

### (3) 車両を処分する時（別表7第28号様式）

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（燃料電池産業車両）

## 11 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4133（直通）

「神奈川県燃料電池フォークリフト導入費補助金」ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f460114/fcfl.html>

## 12 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

（県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。）

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課

分散型エネルギーグループ 燃料電池自動車等導入費補助金担当者